

通園バス安全管理研修事業事業者募集要項

標記事業の業務を委託する契約相手を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

令和4年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

項目	内容	
1 事業目的	保育所等の職員を対象に、通園バスにおける置き去り事故等の防止を図るため、国が作成した「安全管理マニュアル」に沿った適切な運用のための ① 通園バス安全管理研修の実施、 ② 通園バス安全管理研修テキストの作成、 を実施することにより、通園バスの係る安全管理の徹底を図り、こどもの安全対策を支援する。	
2 事業内容	1 通園バス安全管理研修の実施 「安全管理マニュアル」の理解を深めるため研修動画を企画・実施し、通園バスにかかる安全管理の徹底を図ることを目指す。 2 通園バス安全管理研修テキストの作成 「安全管理マニュアル」の理解を深めるための技術・知識を取得できる事項を含んだテキストを作成。	
3 募集事業者	1 者	
4 参加者資格	事業者は、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。 また、複数の企業・団体等での共同による企画提案についても受け付けるので、代表者が申請すること。 1 業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。 3 県の指名停止基準に基づく指名停止を、提出書類の受付期間において受けていない者であること。 4 県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納がない者であること。 5 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。 6 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。 7 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。	
5 業務の仕様	別添仕様書のとおり	
6 委託条件	委託期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
	委託料等	1 本事業総額990,000円(消費税額を含む)を上限とする。 2 委託契約の締結にあたっては、事前に委託契約金額の10%以上の契約保証金を県に納めるか、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出させることがある。

項目	内 容	
		<p>なお、契約保証金は業務完了後に返還する。</p> <p>3 委託料の支払いは、実績確認に基づく精算払いとする。</p>
7 委託対象外経費	<p>飲食費（弁当・茶果等）、実施事業者の経常的な運営にかかる経費など、委託業務に直接関係のない経費</p>	
8 募集期間	<p>令和4年12月26日（月）～令和5年1月13日（金）16時必着</p>	
9 提出書類	<p>1 「通園バス安全管理研修事業」企画提案申込書（様式1号）</p> <p>2 「通園バス安全管理研修事業」企画提案書（任意様式）A4サイズ 10ページ以内</p> <p>3 「通園バス安全管理研修事業」見積書（任意様式）</p> <p>4 団体概要書（様式2号）</p> <p>【添付資料】定款・寄附行為等（写）、役員名簿、R4年度事業計画書（予算書含む）、R3年度事業報告書（決算関係書類）</p> <p>※該当する年度の書類が未作成の場合は、前年度でも可</p> <p>5 その他提案内容を説明する参考書類（様式任意）</p>	
10 提出方法等	提出先	<p>神戸市中央区下山手通 5-10-1（県庁1号館5階） 兵庫県福祉部こども政策課こども育成班</p>
	提出部数	<p>正本10部（提出書類はA4サイズとすること）</p>
	提出方法・注意事項	<p>1 <u>上記提出先まで持参または郵送すること。</u></p> <p>2 提出書類は返却しない。</p> <p>3 企画提案にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。</p> <p>4 提出された資料について問い合わせを行うほか、資料の補正や追加説明資料の提出を求められることがある。また、審査に必要な範囲において複製を作成する場合がある。</p>
11 審査等	審査方法	<p>1 令和5年1月に開催予定の企画提案審査会で、提出書類により審査を行い、その結果に基づき委託する事業者を決定する。</p> <p>2 審査結果は、企画提案を行った全ての事業者に通知する。</p>
	審査基準	<p>1 業務目的・内容の理解</p> <p>2 提案内容の妥当性</p> <p>3 提案内容の有効性</p> <p>4 実施体制の具体性</p>
12 留意事項	<p>1 審査による事業者決定後、県と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会での審査を踏まえた協議を行った上で決定する。</p> <p>2 本事業の委託対象経費については、その他の国や県、市町、その他団体における助成（補助）事業の対象経費と重複しないこと。</p> <p>3 その他、不明なことがあれば、県こども政策課と協議すること。</p>	
13 問い合わせ先	<p>神戸市中央区下山手通 5-10-1（県庁1号館5階） 兵庫県福祉部こども政策課こども育成班（溝畑、千葉） TEL：078-341-7711（内2973） FAX：078-362-3011</p>	